

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 109 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 21 号）並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 161 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 49 号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

第1条 立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第18条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対しては、市民税（第3号に該当する者にあつては、第36条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 及び(2) ……略…… (3) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>で前年の合計所得金額が1,250,000円以下のもの 2 ……略…… （所得控除） 第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号の<u>いずれかに</u>掲げる者に該当する場合においては、<u>同条第1項</u>及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額</u>、<u>ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項</u>及び<u>第11項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第29条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施	（個人の市民税の非課税の範囲） 第18条 次の各号の<u>二に</u>該当する者に対しては、市民税（第3号に該当する者にあつては、第36条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 及び(2) ……略…… (3) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>で前年の合計所得金額が1,250,000円以下のもの 2 ……略…… （所得控除） 第27条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号の<u>いずれかに</u>掲げる者に該当する場合においては、<u>同項</u>及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第7項</u>及び<u>第12項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第29条の2 第17条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施

行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に掲げる源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第18条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 ……略……

（固定資産税の納税義務者等）

第37条 ……略……

2及び3 ……略……

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合

行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に掲げる源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第18条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 ……略……

（固定資産税の納税義務者等）

第37条 ……略……

2及び3 ……略……

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号に掲げる事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号に掲げる事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第2条第4号に掲げる住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条に規定する土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法第3条に規定する土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条

5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号に掲げる事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号に掲げる事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第2条第4号に掲げる住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条に規定する土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法第3条に規定する土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条

の規定において準用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項に規定する所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の規定による所有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項に規定する所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が

の規定において準用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項に規定する所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の規定による所有者とみなすことができる。

6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項に規定する所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が

埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用されている場合に限り当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号に掲げる事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項に規定する所有者とみなすことができる。

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項に規定する所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第56条の3 ……略……

（現所有者の申告）

第56条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に掲げる個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に掲げる個人との関係）

埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用されている場合に限り当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号に掲げる事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項に規定する所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第56条の3 ……略……

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
(固定資産に係る不申告に関する過料)

第57条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第56条の2若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 ……略……

(たばこ税の課税標準)

第77条 ……略……

2 前項に規定する製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、当該喫煙用の製造たばこのうち葉巻たばこ及びパイプたばこにあっては、1グラムにつき、刻みたばこにあっては2グラムにつき、並びにかみ用及びかぎ用の製造たばこにあっては、2グラムにつき、紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

3 ……略……

4 第2項に規定する製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に定める加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第57条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第56条の2又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 ……略……

(たばこ税の課税標準)

第77条 ……略……

2 前項に規定する製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、当該喫煙用の製造たばこのうち葉巻たばこ及びパイプたばこにあっては、1グラムにつき、刻みたばこにあっては2グラムにつき、並びにかみ用及びかぎ用の製造たばこにあっては、2グラムにつき、紙巻たばこの1本に換算するものとする。

3 ……略……

4 第2項に規定する製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に定める加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品

目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第75条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 ……略……

(特別土地保有税の納税義務者等)

第111条 ……略……

2～5 ……略……

6 第37条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項に規定する所有者」とあるのは「第111条第1項に規定する土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第5条の2 当分の間、第12条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第2項、第36条の11第2項、第81条第5項、第83条の3第2項、第119条第2項（第126条において準用する場合を含む。）及び第120条第2項（第126条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその

目ごとの数量を乗じて得た重量を第75条各号に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 ……略……

(特別土地保有税の納税義務者等)

第111条 ……略……

2～5 ……略……

6 第37条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第111条第1項に規定する土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同条第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第5条の2 当分の間、第12条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第2項、第36条の11第2項、第81条第5項、第83条の3第2項、第119条第2項（第126条において準用する場合を含む。）及び第120条第2項（第126条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセン

年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

- 2 当分の間、第35条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

（納期限の延長等に係る延滞金の特例）

第5条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第35条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8の規定において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第35条の2の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限

トの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

- 2 当分の間、第35条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長等に係る延滞金の特例）

第5条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第35条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8の規定において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第35条の2の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限

までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第35条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超えるときは、年12.775パーセントの割合)とする。

2 ……略……

(固定資産税に係る読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 ……略……

2～23 ……略……

24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第27項において同じ。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等に係る割合を含む。)は、零とする。

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第35条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超えるときは、年12.775パーセントの割合)とする。

2 ……略……

(固定資産税に係る読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第10条の2 ……略……

2～23 ……略……

24 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等に係る割合を含む。)は、零とする。

26 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物に係る割合を含む。）は、零とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第65条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条の2及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の定めにより読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、当該適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の

25 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第65条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条の2及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、当該適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する

100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 及び 3 ……略……

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の2 ……略……

2 ……略……

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第37条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項に規定する所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

2～4 ……略……

金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 及び 3 ……略……

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の2 ……略……

2 ……略……

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第37条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項に規定する所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ……略……

2～4 ……略……

第2条 立川市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(納期限後に納付し、若しくは納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2、第33条の5の5（第36条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項</u>に規定する申告書に係る部分を除く。）、第36条の6、第49条第1項、第2項若しくは第4項、第66条の6第1項、第68条第2項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第2項、第83条の4第2項又は第119条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入するときは、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、<u>年7.3パーセント</u>）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1)～(3) ……略…… (4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項の規定において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を	(納期限後に納付し、若しくは納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2、第33条の5の5（第36条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項</u>に規定する申告書に係る部分を除く。）、第36条の6、第49条第1項、第2項若しくは第4項、第66条の6第1項、第68条第2項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第2項、第83条の4第2項又は第119条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入するときは、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については<u>年7.3パーセント</u>）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1)～(3) ……略…… (4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項の規定において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を

猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第33条の7第1項に規定する申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第33条の7第1項に規定する申告書（法第321条の8第34項及び第35項に規定する申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（延滞金の年当たりの割合の基礎となる日数）

第13条 前条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第2項、第35条の2第1項、第36条の11第2項、第81条第5項、第83条の3第2項、第119条第2項及び第120条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第17条 ……略……

2 ……略……

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第25条第2項第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第33条の7第9項から第16項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。

を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第33条の7第1項に規定する申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第33条の7第1項に規定する申告書（法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（延滞金の年当たりの割合の基礎となる日数）

第13条 前条、第33条の2第2項、第33条の7第5項、第33条の9第2項、第35条の2第1項及び第4項、第36条の11第2項、第81条第5項、第83条の3第2項、第119条第2項並びに第120条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（市民税の納税義務者等）

第17条 ……略……

2 ……略……

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第25条第2項第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第33条の7第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定をこれに適用する。

(均等割の税率)

第25条 ……略……

2 第17条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる法人 年額 50,000円

ア～エ ……略……

オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に掲げる資本金等の額をいう。以下この項及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この項及び第4項において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

(2)～(9) ……略……

3 前項に規定する均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月未満のときは1月とし、1月未満の端数を生じたときは切り捨てる。

4 ……略……

(法人の市民税の申告納付)

(均等割の税率)

第25条 ……略……

2 第17条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる法人 年額 50,000円

ア～エ ……略……

オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この項及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この項及び第4項において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

(2)～(9) ……略……

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月未満のときは1月とし、1月未満の端数を生じたときは切り捨てる。

4 ……略……

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の規定による申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の規定による申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、並びにその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合に

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の規定による申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の規定による申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、並びにその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項に規定する申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合に

は、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の規定による納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたとき

は、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出

に限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) ……略……

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 ……略……

されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) ……略……

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 ……略……

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に掲げる連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に掲げる連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第35条の2第4項におい

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に掲げる地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

11 第9項の規定により行われた同項に規定する申告は、申告書記載事項が法第762条第1号に定める機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定

て同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に掲げる連結申告法人をいう。第35条の2第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第35条の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第35条の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に掲げる地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項に規定する申告は、申告書記載事項が法第762条第1号に定める機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定

する市長に到達したものとみなす。

12 第9項に規定する内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項に規定する申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項に規定する申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項に規定する内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項に規定する申告についても、同様とする。

13 前項前段に規定する承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項に規定する申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の規定による処分又は前項に規定する届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12

する市長に到達したものとみなす。

13 第10項に規定する内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項に規定する申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項に規定する申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項に規定する内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項に規定する申告についても、同様とする。

14 前項前段に規定する承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項に規定する申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の規定による処分又は前項に規定する届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13

項前段に規定する期間内に行う第9項に規定する申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段に規定する承認を受けたときは、この限りでない。

- 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項に規定する届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の規定による処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段に規定する期間内に行う第9項に規定する申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段に規定する書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第33条の9 ……略……

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による納期限（同条第35項の規定による申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の規定による納期限によるものとし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の規定による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された

項前段に規定する期間内に行う第10項に規定する申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段に規定する承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項に規定する届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段に規定する期間内に行う第10項に規定する申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段に規定する書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第33条の9 ……略……

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による納期限（同条第23項の規定による申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の規定による納期限によるものとし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の規定による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提

ときは、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間ば、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号

出されたときは、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に掲げる連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつて

に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) ……略……

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第35条の2 ……略……

2及び3 ……略……

は、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) ……略……

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第35条の2 ……略……

2及び3 ……略……

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に掲げる連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付するときは、当該税額に当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第33条の7第7項の規定は、前項に規定する延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条の2第4項に規定する連結法人税

(たばこ税の課税標準)

第77条

……略……

2 前項に規定する製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、当該喫煙用の製造たばこのうち葉巻たばこ及びパイプたばこにあっては、1グラムにつき、刻みたばこにあっては2グラムにつき、並びにかみ用及びかぎ用の製造たばこにあっては、2グラムにつき、紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

3～10

……略……

附 則

(延滞金の割合等の特例)

額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第35条の2第4項に規定する申告書の提出期限までの期間」読み替えるものとする。

6 第33条の9第4項の規定は、第4項に規定する延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条の2第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項に規定する申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第77条

……略……

2 前項に規定する製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、当該喫煙用の製造たばこのうち葉巻たばこ及びパイプたばこにあっては、1グラムにつき、刻みたばこにあっては2グラムにつき、並びにかみ用及びかぎ用の製造たばこにあっては、2グラムにつき、紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

3～10

……略……

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第5条の2	……略……
2	当分の間、第35条の2第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。
	(固定資産税に係る読替規定)
第10条	法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条若しくは第64条</u> 」とする。
	(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)
第10条の2	……略……
2～26	……略……
27	法附則第64条に規定する条例で定める割合（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物に係る割合を含む。）は、零とする。
第24条	……略……
	(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
第25条	<u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの</u> <u>の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の</u>

第5条の2	……略……
2	当分の間、第35条の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。
	(固定資産税に係る読替規定)
第10条	法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。
	(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)
第10条の2	……略……
2～26	……略……
27	法附則第62条に規定する条例で定める割合（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物に係る割合を含む。）は、零とする。
第24条	……略……

入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和元年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第18条 次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては、市民税（第3号に該当する者にあつては、第36条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 及び(2) ……略…… (3) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が1,350,000円以下のもの 2 ……略…… 附 則 （施行期日）	（個人の市民税の非課税の範囲） 第18条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対しては、市民税（第3号に該当する者にあつては、第36条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 及び(2) ……略…… (3) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は単身児童扶養者</u>で前年の合計所得金額が1,350,000円以下のもの 2 ……略…… 附 則 （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 及び(2) ……略……

(3) 削除

(4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

第3条 削除

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 及び(2) ……略……

(3) 第2条中立川市市税賦課徴収条例第18条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例第18条第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第77条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中立川市市税賦課徴収条例第18条第1項第3号、第27条の2及び第29条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第5条の2、第5条2の2第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中立川市市税賦課徴収条例附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに同条例附則第24条の次に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中立川市市税賦課徴収条例第77条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第5条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第18条第1項(第3号に係る部分に限る。)、第27条の2及び第29条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税

について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第17条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第37条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第37条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第56条の4の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。